

TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源知的財産代理株式会社

Rooms 2101-05, Futura Plaza, 111 How Ming Street Kwun Tong, Hong Kong

電話番号: +852 23411444 ファクス: +852 23411414

メール: info@bycpa.com

Shenzhen, China

Rooms 1210-11 Di Wang Commercial Centre 5002 Shennan Road East Luohu District, Shenzhen Tel: +86 755 8268 4480 Fax: +86 755 8268 4481

Shanghai, China

Room 603, Tower B Guangqi Culture Plaza 2899A Xietu Road Xuhui District, Shanghai Tel: +86 21 6439 4114 Fax: +86 21 6439 4414

Beijing, China

Room 408A Interchina Commercial Building No.33 Dengshikou Street Dongcheng District, Beijing Tel: +86 10 6210 1890 Fax: +86 10 6210 1882

Taiwan

Room 303, 3/F., 142 Section 4, Chung Hsiao East Road, Daan District Taipei, Taiwan Tel: +886 2 2711 1324 Fax: +886 2 2711 1334

Singapore

36B, Boat Quay Singapore 049825 Tel: +65 438 0116 Fax: +65 6438 0189

ドイツの商標登録の手続と費用

ドイツは《商標及び他の標識の保護法》に基づく商標の権利付与を所掌する。パリ条約とマドリッド(標章)とマドプロの加盟国である。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、出願日から 10 年間有効であり、有効期限までに 10 年間更新することができます。

1、 ドイツの商標登録料金

手続		料金(米ドル)
第一ステージ:商標調査		
	毎出願	500
(1)調査依頼は強制的ではありません。(2)商標調査の範囲はドイツ特許及び商標庁のデータベースの限りです。(3)類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約15日かかります。		
第二ステージ: 願書作成		
	3区分目まで	1,050
	4区分目以降、区分一つ増す毎に	300
(1) 上記の料金は手数料とドイツ特許及び商標庁に支払う費用を含んでいます。(2) 上記の料金は区分毎に指定商品/指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品/指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。(3) 一出願多区分制度は採用されていない。		
第三ステージ:登録証受領		
	毎出願	200

備考:

- (1) 御社の商標登録が拒絶/却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談い ただきます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。
- (3) 優先権を主張する費用は100米ドルです。

2、 ドイツの商標登録の費用/料金の例

例一:商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類(洋服や着物靴、ベルト等)に登録する つもりで、弊社にご依頼いただい場合にかかる料金は下記のようです:

商標調査: 500 米ドル 願書作成: 1.050 米ドル 登録証受領: 200 米ドル

合計: 1,750 米ドル

例二:商標一つ区分四つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第7類(機械及び工作機械、原動機等)、第25類 (洋服や着物靴、ベルト等)、第26類(リボン、テープ、ボタン、髪飾り、造花、つ けひげ等)と第27類(じゅうたん、ラグ、マット等)に登録するつもりで、弊社にご 依頼いただい場合にかかる料金は下記のようです:

商標調査:500米ドル

願書作成: 1,050+300=1,350米ドル

登録証受領: 200 米ドル

合計: 2,050 米ドル

例三:商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類(洋服や着物靴、べ ルト等)に登録するつもりで、弊社にご依頼いただい場合にかかる料金は下記のよう です:

商標調査:500 + 500 = 1,000 米ドル 願書作成: 1,050 + 1,050 = 2,100 米ドル 登録証受領: 200 + 200 = 400 米ドル

合計: 3,500 米ドル

上記の例は出願が拒絶/却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、 ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品/指定役務 20 個までの基本料金です。指定商 品/指定役務が21個以上になると、一個毎に10米ドル追加します。

3、 ドイツの商標登録出願の書類

- (1) 商標出願の願書(弊社提出)。
- (2) 登録する商標の文字/画像(ipgファイル)。
- (3) 商業/法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書、と身分証明書(出願人 の名前と住所を表す証明)。
- (4) 優先権証明書の認証謄本(優先権を主張すれば、料金を別途で追加します)。

4、 ドイツの商標登録の流れ

- (1) 弊社は出願人の商標と区分数の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積 書を作成いたします。
- (2) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りなりま す。
- (3) 費用を受け取ってから、弊社は商標調査をします(ある場合)。調査は約 15 日 (公式検索の時間に基づいて)かかります。
- (4) 調査報告を参考し、出願をするかどうかをお決めください。出願をする確認と 入金を受け取ってから、弊社は願書を作成し、ドイツ特許及び商標庁に提出し ます。
- (5) ドイツ特許及び商標庁は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は 類似商標の有無、商標法について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを 検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶/却下されない場合は、電子商標公報に掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社はドイツ 特許及び商標庁に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認いたします。登録 証をお送りいたします。

5、 ドイツの商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは6-8ヶ月かかります。

6、 お支払い方法と期限

弊社は手続の勘定書を一つずつお送りいたします。もし中国または台湾の付加価値税 のインボイスを必要されば、7%または 5%の税金が増やすことになります。ご入金い ただいてから、手続きを進みます。

支払い方法:小切手、現金、電信送金、ペイパル(PayPal)(PayPal なら、5%の手数 料は別途)。

7、 返金について

手続きが始めれば、返金できません。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。 例えば:商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶/却下される可能性が 高くて、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登 録が提出してから、ドイツ特許及び商標庁に拒絶/却下される又は第三者の登録異議 申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手続の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をや めることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

本文書は日本語にも翻訳されているが、日本語版と英語版に不一致や矛盾がある場合には、英語版の 内容が優先します。